

## 1. 評議員の員数に係る経過措置

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としたところである。
- この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として検討してはどうか。

(参考資料: サービス活動収益階層ごとの事業別法人数累計割合)

	法人全体	児童福祉事業のみ	保育所のみ	児童養護施設のみ	高齢者福祉事業のみ	特養等のみ	障害者福祉事業のみ	障害者支援施設等のみ
1億円以下	22.4%	32.7%	39.0%	9.3%	8.6%	6.8%	37.2%	7.5%
2億円以下	50.1%	78.0%	83.6%	66.4%	20.7%	17.9%	60.7%	25.3%
3億円以下	62.0%	90.0%	93.1%	90.7%	33.1%	37.0%	75.7%	57.5%
4億円以下	70.4%	94.7%	96.4%	94.4%	48.5%	57.9%	84.2%	71.9%
5億円以下	77.3%	97.0%	98.2%	99.1%	64.1%	77.8%	89.3%	82.2%

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行った。

## 2. 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで1年が経過し、施行までの準備期間が1年不足という状況となっている。
- このような状況を踏まえると、今般導入することとした、会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。
- このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。